

令和3年度 自家用燃料供給施設整備支援事業

(公社) 全日本トラック協会

安定的な燃料確保は日々の公共輸送を行うトラック運送業にとって大変重要です。そこで、各都道府県トラック協会に加入する会員事業者および協同組合・連合会が、自家用燃料供給施設を整備する際に要した費用の一部を、公益社団法人全日本トラック協会が助成する事業として、【自家用燃料供給施設整備支援事業】を実施します。

◆◇ 助成対象 ◇◆

- 当協会の会員で、本事業の助成金を過去に一度も受けたことがない事業者であること。
- 新設または増設を行う自家用燃料供給施設の軽油専用タンクが指定数量(1,000リットル)以上であること。
- 市町村(各市町村地区消防組合等)より交付を受ける危険物取扱所の完成検査済証の交付日が、令和3年4月1日～令和4年2月28日のものであること。

※ただし、次に掲げる事項の中のいずれかに当てはまった場合は助成対象外とします。

- ① 軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
- ② 転売・貸与等、自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設
- ③ 既存の軽油専用タンクの修復
- ④ 中古品又はリースによる軽油専用タンクの新設
- ⑤ (新設の場合) 貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2未満の場合
- ⑥ (増設の場合) 軽油の貯蔵量が増加しない場合

◆◇ 助成金額 ◇◆

- 軽油供給施設 の新設 100万円
- 軽油専用タンクの増設 30万円

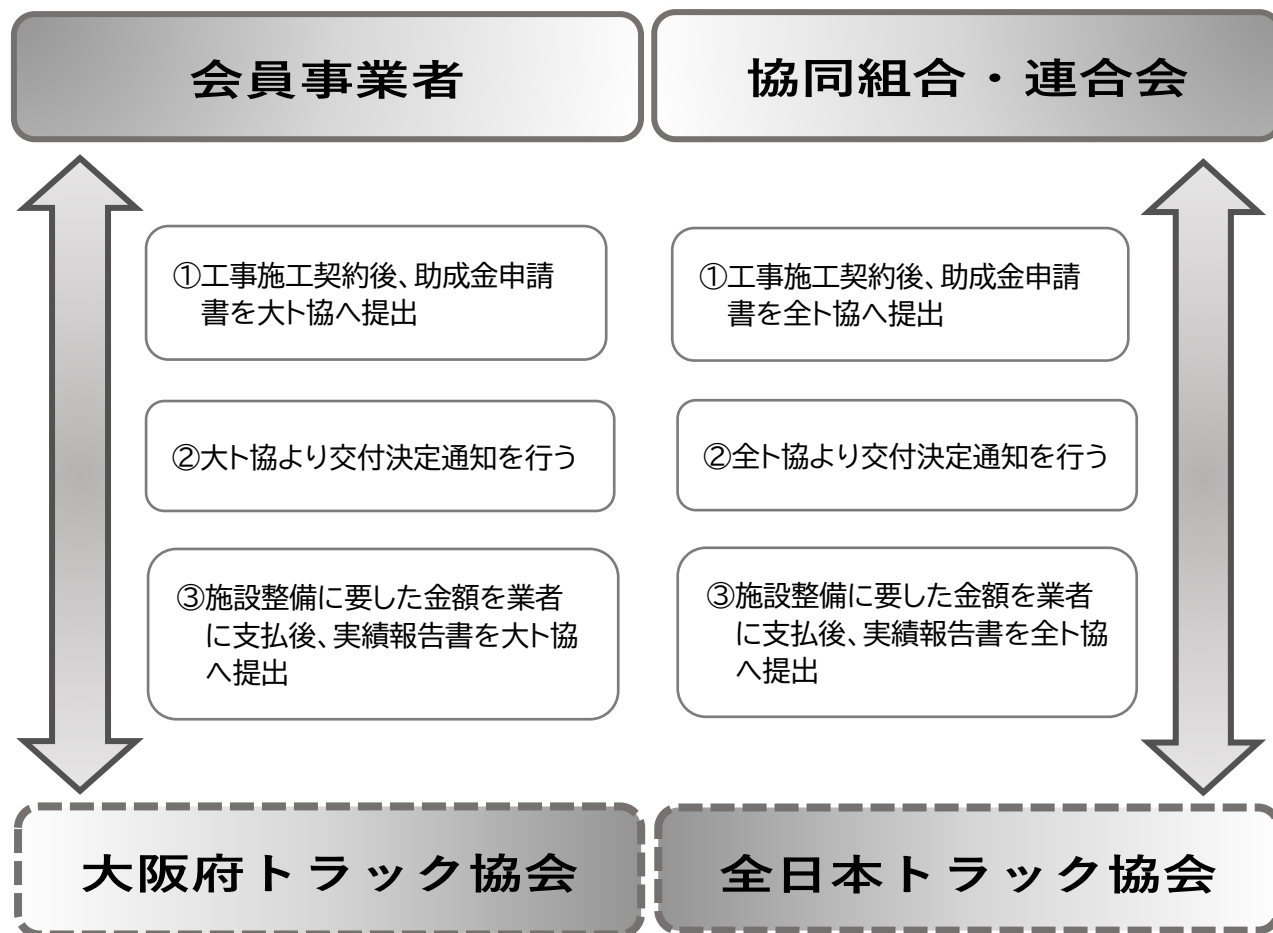
※ただし、公募期間中に助成申請金額が全ト協予算総額(1億円)を超過した場合には、1件あたりの助成金額を減額する場合があります。

◆◇ 公募期間 ◇◆

令和3年8月2日(月)～令和3年11月1日(月)

※ただし、公募期間中に助成申請額が全ト協予算総額に達した場合は、公募を終了する可能性があります。また、公募期間中に予算総額に達しなかった場合には、別途加えて公募期間が設けられる可能性もあります。

◆◇ 申請方法 ◇◇



③実績報告については、会員事業者は大ト協へ、協同組合・連合会は全ト協へそれぞれ 令和4年3月3日（木）までに必ず提出してください。
実績報告が確実に行われたのちに、申請された助成金を交付します。

⇒本事業の詳細は・・・

大ト協ホームページ⇒【各種助成事業】⇒【自家用燃料供給施設整備支援事業】をクリック
https://jta.or.jp/member/shien/keiyu_kyokyushisetsu21.html

◆◇ 申請先 および 本件お問い合わせ ◇◇

一般社団法人大阪府トラック協会 企業振興部

〒536-0014 大阪府大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館5階

TEL: 06-6965-4036 FAX: 06-6965-4039